

○「ながら見守り連携事業」覚書内容

- (1) 東京都は、事業の実施に当たって一般社団法人東京都LPガス協会に対して必要な支援を実施する。
- (2) 一般社団法人東京都LPガス協会は、事業所及び所属代理店等に対して本覚書の趣旨を周知するとともに、必要に応じて“ながら見守り”に関する取組について区市町村と協議し、各所属代理店等において実施できるよう支援する。
- (3) 東京都と一般社団法人東京都LPガス協会は、必要に応じて情報交換を行い、相互に連携する。
- (4) 具体的な取組（事業活動に支障のない範囲で行う。）
 - ①（地域が防犯上不安を抱く場所を巡回して見守りを行う）見守り要望箇所の走行
 - ② 高齢者等への声掛け
 - ③ 異常を認知した際の関係機関への通報
 - ④ 犯罪抑止チラシの配布と注意喚起
 - ⑤ メールけいしちょう（区市町村メール）等への対応
 - ⑥ 交通事故情報を共有し、事故防止に活用